

## 防府市規格葬儀に関する実施要綱

平成29年6月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、防府市規格葬儀（以下「規格葬儀」という。）に関し必要な事項を定めることにより、本市において簡素で低廉な葬儀の執行を確保し、もって市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 規格葬儀 市が定める規格により規格葬儀取扱事業者が執り行う葬儀をいう。
- (2) 規格葬儀取扱事業者 市内に事業所を有する葬祭業者のうち、規格葬儀を提供する者をいう。

(規格葬儀の規格)

第3条 規格葬儀の種別は、直葬（火葬式）のみとする。

2 規格葬儀の仕様及び料金は、別表のとおりとする。

(規格葬儀の利用対象)

第4条 規格葬儀を利用することができるのは、葬祭執行者が経済的な理由により防府市斎場で火葬を行う場合で、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合とする。ただし、葬祭執行者が、防府市福祉事務所長である場合はこの限りでない。

- (1) 葬祭執行者が、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者である場合
- (2) 葬儀の対象となる死亡者が、死亡時に本市の住民基本台帳に記録されている者であった場合。ただし、死亡時に本市の住所地特例の適用を受けていた者は、本市の住民基本台帳に記録されている者と同様に扱う。

(規格葬儀の利用申出)

第5条 規格葬儀の利用に当たっては、あらかじめ、葬祭執行者は、防府市規格葬儀利用申出書（第1号様式）を防府市の休日に関する条例（平成元年条例第29号）に規定する市の休日を除く日の午前8時15分から午後5時ま

で（以下、「開庁時間内」という。）に、市長に提出しなければならない。なお、前条第2号ただし書きに該当するときは、提出時に、市長にその旨を申し出なければならない。ただし、葬祭執行者が防府市福祉事務所長である場合の提出は、開庁時間内に限らないものとする。

- 2 市長は、前項の規定により申出書が提出されたときは、前条に規定する要件を満たしているかどうかを審査するものとする。
- 3 市長は、規格葬儀の利用を認める場合は、提出された申出書に受付印を押印し、その写しを葬祭執行者に交付するものとする。

（規格葬儀の事前審査の申出）

第5条の2 規格葬儀を利用することが見込まれる者（以下、「葬祭執行予定者」という。）は、開庁時間内に、あらかじめ、防府市規格葬儀事前審査申出書（第1号様式の2）（以下、「事前審査申出書」という。）を市長に提出し、審査を受けることができる。

- 2 市長は、葬祭執行予定者から前項の規定による審査の申出があったときは、その内容を審査の上、規格葬儀の利用が適当であると認めた場合は、当該申出書に受付印を押印し、その写しを葬祭執行予定者に交付するものとする。なお、当該申出書にかかる有効期間は、受付日の翌日から起算して90日間とする。
- 3 規格葬儀の利用に当たっては、あらかじめ、規格葬儀の利用が適当であると認められた葬祭執行予定者は、開庁時間内に限らず、交付された事前審査申出書の写し及び防府市規格葬儀利用申出書（第1号様式の3）を市長に提出しなければならない。ただし、第4条第2号ただし書きに該当する場合は、当該申出書の提出は、開庁時間内に限るものとし、提出時に、市長にその旨を申し出なければならない。
- 4 市長は、前項の規定による防府市規格葬儀利用申出書（第1号様式の3）が提出されたときは、第4条第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、当該申出書に受付印を押印し、その写しを葬祭執行者に交付するものとする。

（規格葬儀の利用方法）

第6条 規格葬儀を利用しようとする場合は、第5条第3項又は前条第4項の

規定により交付を受けた申出書の写しを規格葬儀取扱事業者に提出し、申込みを行うものとする。

- 2 規格葬儀の料金は、規格葬儀取扱事業者に支払うものとする。
- 3 規格葬儀の料金の支払に当たり、死亡者が防府市を保険者とする国民健康保険の被保険者又は山口県後期高齢者医療広域連合を保険者とし防府市に住所を有する後期高齢者医療保険の被保険者（防府市の住所地特例の適用を受ける者を含む。）で、葬祭執行者に対し、防府市国民健康保険条例第6条の2第1項又は山口県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第2条に規定する葬祭費が支給される場合については、当該葬祭執行者が規格葬儀を利用するとき限り、当該葬祭費を規格葬儀の料金の一部として規格葬儀取扱事業者が代理受領することができるものとする。

（調査等）

第7条 市長は、規格葬儀の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、葬祭執行者及び規格葬儀取扱事業者に対し、調査、指導又は指示を行うことができる。

（協定の締結）

第8条 葬祭業者のうち、規格葬儀を提供しようとする者は、あらかじめ書面で、市長にその旨を申し出なければならない。

- 2 当該申出を行った者は、規格葬儀の提供についての仕様、料金及び遵守すべき事項に関し、防府市規格葬儀に関する協定書（第2号様式）により市長と協定を締結するものとする。
- 3 協定期間は、当該協定を締結した日から締結した日の属する年度の3月31日までとする。ただし、これを更新することは妨げないものとする。
- 4 協定期間の満了日の3か月前までに、いずれからも解除の申出が無い場合には、更に1年間延長するものとし、以降も同様とする。
- 5 市長は、規格葬儀取扱事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、規格葬儀取扱事業者と締結した協定を解除するものとする。
  - （1） 第8条第2項により締結した協定の内容に反する行為があり、改善の見込みが無いとき。
  - （2） 規格葬儀の取扱いを休止する旨の申出を行ったとき。

(3) 規格葬儀を継続して実施できないと市長が認めたとき。

(報告)

第9条 規格葬儀取扱事業者は、毎年度、規格葬儀の取扱状況を防府市規格葬儀取扱状況報告書（第3号様式）により、市長に報告しなければならない。

(補足)

第10条 この要綱に定めているもののほか必要な事項は、別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

防府市規格葬儀の仕様及び料金

料金	仕様		
99,000円 (消費税及び地方消費税額を含む額)	葬 具	棺	枕・布団付き。納棺を含む。
		骨壺	箱・骨袋付き
		仏衣	足袋・白数珠付き
	遺体搬送		寝台車で10km以内
	死亡届等手続代行		死亡届・火葬手続の代行

## 防府市規格葬儀利用申出書

（宛先）防府市長

住所 \_\_\_\_\_

申出者 氏名 \_\_\_\_\_

（葬祭執行者） 死亡者との続柄 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

経済的な理由により防府市規格葬儀による葬儀を行いたいので、下記のとおり利用を申し出ます。

死亡者	住所	※市外の場合 <input type="checkbox"/> 住所地特例を受けている。 （制度名 _____） <input type="checkbox"/> 住所地特例を受けていない。
	氏名	
	死亡日時	年 月 日 時 分
	健康保険の種類	<input type="checkbox"/> 国民健康保険 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険 <input type="checkbox"/> その他
申出者（葬祭執行者）の状況  ※死亡者の状況ではありません。 ※該当する番号に○印をしてください。 ※住所が市外の場合と、状況が6～9に該当する申出者は、該当番号の状況を証明する書類を持参してください。		1 生活保護を受給している。 2 市町村民税が非課税である。 3 国民健康保険料の軽減（軽減割合7割）を受けている。 4 後期高齢者医療保険料の均等割額の軽減（軽減割合9割又は8.5割）を受けている。 5 介護保険の負担限度額認定を受けている。 6 生活困窮者自立支援制度に基づく支援を受けている。 （自立相談支援、住居確保給付金等） 7 生活福祉資金、小口福祉資金の貸し付けを受けている。 （福祉資金、総合支援資金、教育支援資金等） 8 新型コロナウイルス感染症の影響による支援を受けている。 （緊急小口資金又は総合支援資金のうち生活支援費の特例貸付） 9 失業している。 10 葬祭執行者が、防府市福祉事務所長である。
【個人情報の取扱いに関する同意書】  私は、防府市規格葬儀の利用に当たり、申出内容の確認のため、私及び私の世帯員の個人情報（所得・課税状況等を含む）について市が所要の調査を行うこと及び関係機関等に対し照会することに同意します。  葬祭執行者 _____		市役所受付印   _____

**※注意事項**

本人確認：個・免・保・住・旅・他（ \_\_\_\_\_ ）

- ・ 申出書の提出時には、本人確認書類の提示をお願いします。（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等）
- ・ 申出者が市内在住の場合でも、上記要件に該当する書類の提示が必要な場合があります。
- ・ 記入押印に代えて、署名することができます。

## 防府市規格葬儀事前審査申出書

(宛先) 防府市長

住所 \_\_\_\_\_

申出者

氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

経済的な理由により防府市規格葬儀による葬儀を行いたいので、下記のとおり事前審査を申し出ます。

<p>申出者の状況</p> <p>※該当する番号に○印をしてください。</p> <p>※住所が市外の場合と、状況が6～9に該当する申出者は、該当番号の状況を証明する書類を持参してください。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活保護を受給している。</li> <li>2 市町村民税が非課税である。</li> <li>3 国民健康保険料の軽減（軽減割合7割）を受けている。</li> <li>4 後期高齢者医療保険料の均等割額の軽減（軽減割合9割又は8.5割）を受けている。</li> <li>5 介護保険の負担限度額認定を受けている。</li> <li>6 生活困窮者自立支援制度に基づく支援を受けている。 (自立相談支援、住居確保給付金等)</li> <li>7 生活福祉資金、小口福祉資金の貸し付けを受けている。 (福祉資金、総合支援資金、教育支援資金等)</li> <li>8 新型コロナウイルス感染症の影響による支援を受けている。 (緊急小口資金又は総合支援資金のうち生活支援費の特例貸付)</li> <li>9 失業している。</li> </ol>	
<p>【個人情報取扱いに関する同意書】</p> <p>私は、防府市規格葬儀の利用に当たり、申出内容の確認のため、私及び私の世帯員の個人情報（所得・課税状況等を含む）について市が所要の調査を行うこと及び関係機関等に対し照会することに同意します。</p> <p>申出者 _____</p>	<p style="text-align: right;">市役所受付印</p>	
<p>本人確認：個・免・保・住・旅・他（ ）</p>	<p>事前審査申出書の有効期限</p>	<p>年 月 日</p>

## ※注意事項

- ・ 申出書の提出時には、本人確認書類の提示をお願いします。（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等）
- ・ 申出者が市内在住者である場合でも、上記要件に該当する書類が必要な場合があります。
- ・ 記入押印に代えて、署名することができます。
- ・ 規格葬儀の利用が適当であると認めた場合の事前審査申出書にかかる有効期間は、受付日の翌日から起算して90日です。
- ・ 規格葬儀の利用にあたっては、防府市規格葬儀利用申出書（第1号様式の3）の提出が必要です。

## 防府市規格葬儀利用申出書

(宛先) 防府市長

住所 \_\_\_\_\_

申出者 氏名 \_\_\_\_\_

(葬祭執行者) 死亡者との続柄 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

第1号様式の2で申し出たとおり、経済的な理由により防府市規格葬儀による葬儀を行いたいの  
で、下記のとおり利用を申し出ます。

死亡者	住 所	※市外の場合 <input type="checkbox"/> 住所地特例を受けている。 (制度名 _____ ) <input type="checkbox"/> 住所地特例を受けていない。
	氏 名	
	死亡日時	年 月 日 時 分
	健康保険 の種類	<input type="checkbox"/> 国民健康保険 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険 <input type="checkbox"/> その他

※ 本申出書を提出するときは、防府市規格葬儀事前審査申出書（第1号様式の2）を併せて提出してください。

市役所受付印	
※ 審 査	<input type="checkbox"/> 申出者 <input type="checkbox"/> 死亡者 <input type="checkbox"/> 事前審査受付印 <input type="checkbox"/> 有効期限

## 第2号様式（第8条関係）

### 防府市規格葬儀に関する協定書

\_\_\_\_\_（以下「甲」という。）と防府市（以下「乙」という。）は、防府市規格葬儀（葬祭業者と乙が相互理解のもと、葬祭業者が一定の内容と料金で行う葬儀をいう。以下「規格葬儀」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （趣旨）

第1条 この協定は、防府市における低所得者対策として、簡素で低廉な葬儀を執り行うことができるよう市と葬祭業者で一定の仕様等を定め、市民に提供することにより市民福祉の向上に寄与することを目的に、甲が取り扱う規格葬儀について基本的な事項を定めるものとする。

#### （利用対象）

第2条 規格葬儀を利用することができるのは、葬祭執行者が経済的な理由により防府市斎場で火葬を行う場合で、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合とする。ただし、葬祭執行者が、防府市福祉事務所長である場合はこの限りではない。

（1） 葬祭執行者が、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者である場合

（2） 葬儀の対象となる死亡者が、死亡時に本市の住民基本台帳に記録されている者であった場合。ただし、死亡時に本市の住所地特例の適用を受けていた者は、本市の住民基本台帳に記録されている者と同様に扱う。

#### （内容及び料金）

第3条 規格葬儀の内容及び料金は、別表のとおりとする。

2 規格葬儀を利用する者（以下「利用者」という。）は、別表に定める料金を甲へ支払う。

#### （甲の責務）

第4条 甲は、規格葬儀の円滑な運営に資するため、次の事項を遵守するものとする。

（1） 利用者に十分な説明を行い、利用者の立場を尊重し、誠実に対応する。

（2） 規格葬儀の仕様に含まれていない葬具や遺体搬送を追加する場合などで、追加料金が必要となる場合には、利用者に対し書面による見積書を提示する。

（3） 甲は、規格葬儀の利用状況を、規格葬儀取扱状況報告書により年1回乙に報告する。

#### （乙の責務）

第5条 乙は、市民に対し、規格葬儀について広報する。

2 乙は、規格葬儀の利用状況を把握する。

(個人情報取り扱い)

第6条 甲は、この協定の履行を通じて知り得る全ての情報に関しては、適切な管理を行うものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、年 月 日から 年 月 日までの1年間とする。ただし、有効期間満了日の3か月前までに甲乙いずれからも解除の申し出が無い場合には、この協定は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

(協定の解除等)

第8条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合は、この協定を解除することができる。

(1) この協定の内容に反する行為があり、改善の見込みが無いとき。

(2) 規格葬儀の取扱いを休止する旨の申出を行ったとき。

(3) 規格葬儀を継続して実施できないと市長が認めたとき。

2 乙は、この協定を解除した場合は、市民に周知するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の運用に関して疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

以上の協定締結の証として、この協定書2通を作成し、甲乙双方が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲

乙 防府市  
防府市長

別表

防府市規格葬儀の仕様及び料金

料金	仕様		
<p>99,000円 (消費税及び地方消費税額を含む額)</p>	葬具	棺	枕・布団付き、納棺を含む。
		骨壺	箱・骨袋付き
		仏衣	足袋・白数珠付き
	遺体搬送		寝台車で10km以内
	死亡届等手続代行		死亡届・火葬手続の代行

（宛先） 防府市長

規格葬儀取扱事業者

所在地 \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

防府市規格葬儀取扱状況報告書（ \_\_\_\_\_ 年度分）

防府市規格葬儀の取扱状況について下記のとおり報告します。

No.	取扱日	葬祭執行者氏名	総額（円）	備考 ・追加料金の内容・経費 ・代理受領の有無 ・その他特記事項
1	年 月 日			
2	年 月 日			
3	年 月 日			
4	年 月 日			
5	年 月 日			
6	年 月 日			
7	年 月 日			
8	年 月 日			
9	年 月 日			
10	年 月 日			